

少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則

昭和25年12月28日最高裁判所規則第36号

改正 昭和32年12月5日最高裁判所規則第22号
昭和53年6月13日最高裁判所規則第3号
昭和60年12月21日最高裁判所規則第6号
平成13年2月19日最高裁判所規則第1号
平成18年3月22日最高裁判所規則第5号
令和7年3月3日最高裁判所規則第5号

少年法による調査および観察のための援助費用に関する規則を次のように定める。
少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則

(昭五三最裁規三・改称)

少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三十条の二の費用のうち、旅費は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による二級から五級までの間において、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の規定に基づき支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。

(昭三二最裁規二・昭五三最裁規三・昭六〇最裁規六・平一三最裁規一・平一八最裁規五・令七最裁規五・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三二年一二月五日最高裁判所規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年六月一日から適用する。ただし、昭和三十二年六月一日以後この規則の施行の日の前日までに出発した旅行の旅費については、なお従前の例による。

附則(昭和五三年六月一三日最高裁判所規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の少年法による調査および観察のための援助費用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

附則(昭和六〇年一二月二一日最高裁判所規則第六号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に支給又は償還を受ける原因となる事実の生じた保護司及び児童委員の旅費については、なお従前の例による。

附則(平一三年二月一九日最高裁判所規則第一号)

この規則は、少年法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十二号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則(平一八年三月二二日最高裁判所規則第五号)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給又は償還を受ける原因となる事実の生じた保護司及び児童委員の旅費、執行官の宿泊料並びに民事調停委員及び家事調停委員の旅費、日当及び宿泊料については、なお従前の例による。

附則(令七年三月三日最高裁判所規則第五号)

1 この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。